

## 学識経験者との勉強会について

### 千葉市議会「議会のあり方」検討協議会

- ・目的 議会改革の推進
- ・構成 議長、副議長及び各会派幹事長を含む17人
- ・決定事項
  - ①議会改革の根幹となる「千葉市議会の基本理念」を構築
  - ②基本理念を実現するための基本方向を検討
  - ③基本方向を踏まえた改革すべき具体的事項を検討するため、3部会を設置

第1部会  
議員の身分に関すること

第2部会  
市民参加の推進に関すること

第3部会  
政策立案・政策提言、監視・評価に関すること

### 千葉市議会「議会のあり方」検討協議会第1部会

- ・所管 「議員の身分に関すること」
- ・構成 各会派（一部会派除く）より選出の7委員
- ・優先協議事項は以下の3項目
  - ①議員報酬 ②議員定数 ③政務調査費
- ・現在の状況

これまでの協議において作成した「千葉市議会議員の活動」モデルに基づき、議員報酬について協議中（裏面のとおり）

第三者意見の聴取

結論を出すための  
『理論構築』及び検証

学識経験者を交えた勉強会を実施

## 議員報酬についての協議

議員報酬 = 役務に対する対価



議員報酬額の検討には、役務（議員活動）の把握が必要

### 1 議員の年間活動の把握

議員の年間活動実態と活動時間を調査

① 議会活動 …… P26  
⇒各種会議※の出席時間を7人の部会委員ごとに集計  
※本会議、常任・特別委員会、議会運営委員会、諸会議

② ①以外の活動  
部会委員ごとに年間活動件数（A） …… P25  
活動1件あたりの活動時間（B） …… P23～24  
⇒A×Bにより年間活動時間を算出

議員の年間活動時間＝①＋②  
⇒7つの「千葉市議会議員の活動」モデル …… P11、27  
最多 3,855 時間 4 分 最少 2,197 時間 26 分

### 2 議員報酬月額試算

「千葉市議会議員の活動」モデルを基に算出 …… P12、30

① 月間議員活動時間  
⇒年間活動時間を12で除して、月間の活動時間を算出

② 時給額の算定  
ア 現行の議員報酬（本則）  
イ 市長給与（本則）  
ウ 市職員（局長級）給与（本則） } の月額を、市職員の労働時間  
(155h/月：条例規定による)  
で除して、時給額を算出

議員報酬月額＝①×②  
7つのモデルについて議員報酬月額を試算 …… P12、30  
⇒全てのモデルで、現行の議員報酬月額 770,000 円を上回った。  
(最多 1,594,728 円 最少 909,144 円)

# 千葉市議会「議会のあり方」検討協議会第1部会のこれまでの協議について

## 1 「議会のあり方」検討協議会

### (1) 設置目的

地方分権の究極的な目的である市民福祉の向上に向けた取り組みとして、二元代表制の一翼を担う議会がどうあるべきかを協議・検討し、議会改革を推進する。

### (2) 設置期間

平成23年6月3日から平成25年5月31日まで

### (3) 委員名簿

平成24年10月1日現在

役職	委員氏名	所属会派
委員長	小川 智之	自由民主党千葉市議会議員団
副委員長	奥井 憲興	公明党千葉市議会議員団
委員	松坂 吉則	自由民主党千葉市議会議員団
	宇留間 又衛門	〃
	石井 茂隆	〃
	米持 克彦	〃
	白鳥 誠	民主党千葉市議会議員団
	山浦 衛	〃
	布施 貴良	〃
	川岸 俊洋	公明党千葉市議会議員団
	中村 公江	日本共産党千葉市議会議員団
	福永 洋	〃
	山本 直史	未来創造ちば
	福谷 章子	〃
	橋本 登	日本維新の会千葉市議会議員団
	湯浅 美和子	市民ネットワーク
岡田 慎	みんなの党千葉市議団	

### (4) 協議・検討事項

- ①議員の身分に関する事
- ②議会の運営に関する事
- ③その他委員長が必要と認める事項に関する事

## (5) 協議結果

### ①「千葉市議会の基本理念」の構築（第6回）

千葉市議会の現状、課題に基づいた、議会改革の根幹となるもの

#### 基本理念

地方自治の原点である「地域の問題は住民が自らの判断と責任で決定し、処理する。」という基本的な考え方のもと、地方自治の主人公である住民から選挙で選ばれた議員で構成する議会と、同じく選挙で選ばれた自治体の長は独立・対等の関係にあり、それぞれが二元代表制の一翼を担う存在として、地方自治の発展に全力を尽くし、住民の負託にこたえる責務を負っている。

国と地方の関係が、対等・協力を転換しつつある今日、地方議会が住民を代表する機関として、住民福祉の向上のために果たす役割は、ますます増大している。

このような中、私たち千葉市議会は、真の地方自治の実現に向け、市民への情報発信や市民との情報共有など市民参加の推進に努めるとともに、執行機関の政策決定及び事務執行に対する監視・評価に加え、政策立案・政策提言に積極的に取り組むことにより、市民生活・市民福祉の向上と市政の発展を推進するものである。

また、社会情勢の変化など時代の潮流を的確にとらえ、常に市議会自らが変わろうとする努力を引き続き惜しまず、今後も合議体である議会において議論を尽くし、多数決を基本としつつも、本市議会の歴史と伝統に基づき少数意見を尊重するほか、会派間・議員間の合意形成を図るよう最大限の努力を払い、公平・公正な議会運営に努めることを基本理念とする。

### ②基本フレーム（第6回）

基本理念を実現するための協議の進め方

### ③部会の設置（第7回）

具体的事項を検討するため、部会を設置する。部会は3部会とし、名称及び優先協議事項は次のとおりとする。

部会名	優先協議事項
第1部会 議員の身分に関する事	議員定数について 議員報酬について 政務調査費について
第2部会 市民参加の推進に関する事	議会広報の充実について 議会報告会等の開催について 議会のIT化について

第3部会 政策立案・政策提言、監視・評価に 関すること	政策立案・政策提言について 議員発議による条例について 執行機関の監視・評価について
-----------------------------------	--

④議員報酬及び政務調査費の減額措置について（第9回、第10回）

議員報酬及び政務調査費の平成24年3月31日までの時限的減額措置について、4月以降の取扱いを幹事長会議での協議に委ねることとした（第9回）。

その後の幹事長会議で、減額措置の取扱いを以下のとおり決定した。

現在の議員報酬の5%減額措置及び政務調査費の10%減額措置を平成24年4月以降も継続する。

減額期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

ただし、議長より、「議会のあり方」検討協議会に対して、議員の身分に関することの優先協議事項（定数、報酬、政務調査費）の結論を上記減額期間が満了するまでに出すよう申し入れ、「議会のあり方」検討協議会において了承を得るものとする。

第10回協議会において、上記の幹事長会議の協議結果を報告した後、委員長より、第1部会で協議検討を行っていく「議員の身分に関する優先協議事項」である定数、報酬及び政務調査費について、何らかの結論を平成25年3月31日までに出すとの期限を決めたいと提案され、了承された。

⑤政務活動費の協議の場について（第11回）

地方自治法の改正により、政務調査費については、名称が政務活動費と改められたほか、交付目的等についても変更されたため、これまでの協議の場であった第1部会より、今後の協議の場について協議会で検討するよう申し出がなされた。

申し出を受け協議を行った結果、政務活動費については、幹事長会議で協議することとなった。

⑥委員会における一問一答方式の導入（第11回）

第3部会より、委員会における一問一答方式の導入に係る合意事項が報告され、了承された。

また、導入時期について第3部会から依頼されたことを受け、第4回定例会より導入することとした。

## (6) 開催状況

### ア 「議会のあり方」検討協議会

開催回数	開催年月日	主な協議内容
第1回	平成23年 6月10日	1 委員席の指定について 2 協議会の進め方について 3 議会改革における取り組みについて
第2回	6月27日	1 あるべき議員像について
第3回	7月11日	1 基本理念について
第4回	7月22日	1 基本理念について 2 基本フレームについて
第5回	8月8日	1 基本理念について 2 基本フレームについて
第6回	8月23日	1 基本理念について 2 基本フレームについて
第7回	10月17日	1 部会の設置について
第8回	11月2日	1 部会長及び部会委員について
第9回	平成24年 2月16日	1 各部会の協議状況の報告について (1) 第1部会協議状況（議員の身分に関すること） (2) 第2部会協議状況（市民参加の推進に関すること） (3) 第3部会協議状況（政策立案・政策提言、監視・評価に関すること）
第10回	4月19日	1 議員報酬及び政務調査費について
第11回	10月1日	1 会派結成に伴う組織の構成等の変更について 2 政務活動費の協議の場について 3 各部会の協議状況の報告について (1) 第1部会協議状況（議員の身分に関すること） (2) 第2部会協議状況（市民参加の推進に関すること） (3) 第3部会協議状況（政策立案・政策提言、監視・評価に関すること）

イ 「議会のあり方」検討協議会経過報告会

協議内容の共通理解を図るため、全議員を対象に経過報告会を開催した。

開催回数	開催年月日	主な報告内容
第1回	平成23年 9月28日	1 協議会の経過報告 (1) 第1回～第6回までの協議の概要
第2回	平成24年 3月15日	1 協議会の経過報告 (1) 第7回～第9回までの協議の概要 (2) 部会の協議状況の報告 2 最近の地方自治法の改正について
第3回	10月3日	1 協議会の経過報告 (1) 第10回・第11回の協議の概要 (2) 部会の協議状況の報告 (3) 委員会における一問一答方式の導入について 2 地方自治法の一部改正について

## 2 「議会のあり方」検討協議会第1部会

### (1) 設置目的

「千葉市議会の基本理念」を実現するための具体的事項（優先協議事項）を検討する。

### (2) 優先協議事項

「議員の身分に関すること（議員定数、議員報酬、政務調査費）」

### (3) 部会委員名簿

平成24年10月1日現在

役職	委員氏名	所属会派
部会長	米持 克彦	自由民主党千葉市議会議員団
副部会長	福谷 章子	未来創造ちば
委員	松坂 吉則	自由民主党千葉市議会議員団
	山浦 衛	民主党千葉市議会議員団
	近藤 千鶴子	公明党千葉市議会議員団
	中村 公江	日本共産党千葉市議会議員団
	岡田 慎	みんなの党千葉市議団

### (4) 協議内容

#### ①議員のあるべき姿（第1回から第4回まで）

優先協議事項を具体的に検討するにあたり、意見交換を行ったところ、優先協議事項の3項目（議員定数、議員報酬、政務調査費）よりも、「議員のあるべき姿」を先に議論するとの意見が大半であった。

その後、「議員のあるべき姿」について意見交換を行い、各委員の意見を踏まえ、部会長から、次の4項目について絞りこみを行った。

- ・ 政令指定都市の議員としての共通的議員活動（仕事の内容・量）の把握
- ・ 報酬・年金等議員の現状についての情報発信及び公開討論会の開催等市民意見の聴取
- ・ 財政状況から見た報酬や定数等のあり方
- ・ 報酬の返せる仕組み

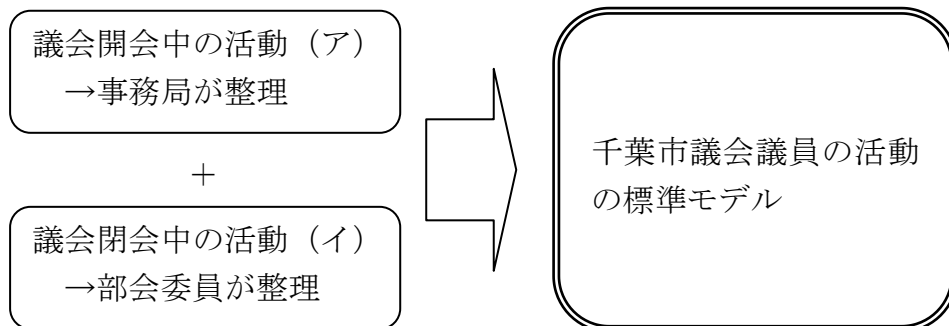
この4項目について協議を行ったほか、今後の会議の進め方等についても協議を行った。その結果、まずは議会内外での議員の諸活動を取りまとめた「千葉市議会議員の活動の標準モデル」の作成に着手することとした。



## ②千葉市議会議員の活動の標準モデル（第5回から第8回まで）

協議により、以下の構成とした。

<モデル作成イメージ>



### ア 議会開会中の活動

平成23年中に行われた活動（本会議、委員会など）を3つの活動区分にまとめ、区分ごとに活動時間を整理した。

#### 議会開会中の活動 活動区分

- ・本会議（定例会、臨時会）
- ・常任・特別委員会、議会運営委員会
- ・諸会議（全員協議会、幹事長会議 等）

### イ 議会閉会中の活動

議会閉会中の活動を明らかにするため、5つの活動区分からなる「議員の活動を類型化する枠組み」を定め、委員が年間の議員活動を書き出すこととした。

#### 「議員の活動を類型化する枠組み」活動区分（議会閉会中）

- ・審議能力の強化に関する活動（会派視察、研修会参加 等）
- ・住民意思の把握に関する活動（公聴会開催、アンケート実施 等）
- ・政策立案への反映に関する活動（条例、意見書作成 等）
- ・市民への報告に関する活動（広報紙発行、市民報告会開催 等）
- ・その他の活動

委員から提出された活動（資料①）を基に、千葉市議会議員の活動（閉会中）正副部会長試案（資料②）を示し、委員ごとに年間活動件数を記載することとした。提出された閉会中の議員の活動について、各委員が説明し、意見交換が行われた。

その結果、議員の活動は多様であるということから議員活動の標準モデルを作るのではなく、複数のモデルを「千葉市議会議員の活動」として作成することとした。

また、市民や学識経験者といった第三者の意見を聴く機会を設けるべきとの意見が出され、意見聴取の時期や方法などについて今後検討することとした。

### 今後の協議の進め方について（第7回、第8回）

第10回「議会のあり方」検討協議会において、議員の身分に関する優先協議事項（定数、報酬、政務調査費）についての結論を平成25年3月31日までに出すと決定したことを受け、今後の協議の進め方について意見聴取を行った。

部会で結論を出した後には協議会での協議や条例改正手続きが必要になる可能性を考慮し、委員の意見を基に、12月いっぱいまでに部会の結論を出したいとする正副部会長試案を作成し、委員に示したところ、概ね了承された。

### ③「千葉市議会議員の活動」モデル（第9回・第10回）

協議を進める中で、委員により活動件数の捉え方が様々であり、記載された件数に大きな差異があることが判明し、考え方を統一する必要性が生じた。このため、議員活動について活動項目1件あたりの考え方及び活動時間に関する正副部会長試案が提示された。委員から意見等を聴取し、いくつかの活動項目について活動時間を修正の上、了承を得た。

この活動項目1件あたりの考え方と活動時間（資料③）及び委員ごとの年間活動件数（資料④）により算出した閉会中の議員の活動と、事務局が整理した開会中の議員活動（資料⑤）を合わせ、議員AからGまで7つの「千葉市議会議員の活動」モデル案として示し、意見を聴取した結果、「千葉市議会議員の活動」モデル（資料⑥）とすることが了承された。

「千葉市議会議員の活動」モデル								
							単位 時間:分	
		年間活動時間						
活動区分		議員A	議員B	議員C	議員D	議員E	議員F	議員G
1	本会議 (定例会、臨時会)	131:12	131:12	131:12	131:12	131:12	131:12	131:12
2	常任・特別委員会 議会運営委員会	91:51	108:28	68:09	110:06	101:43	89:59	63:39
3	諸会議 (全員協議会、幹事長会議 等)	65:01	59:11	54:19	52:04	98:25	58:11	85:35
4	「審議能力の強化」 (会派視察、研修会参加 等)	1603:00	718:00	878:00	831:00	1442:00	689:00	1211:00
5	「住民意思の把握」 (広聴会開催、アンケート実施 等)	462:00	527:00	116:00	976:00	212:00	580:00	180:00
6	「政策立案への反映」 (条例、意見書作成 等)	620:00	549:00	85:00	129:00	165:00	317:00	140:00
7	「市民への報告」 (広報紙発行、市民報告会開催 等)	146:00	667:00	714:00	303:00	244:00	179:00	155:00
8	その他の活動 (地域行事への参加 等)	736:00	426:00	552:00	39:00	101:00	252:00	231:00
年間活動時間 合計 (a)		3855:04	3185:51	2598:40	2571:22	2495:20	2296:22	2197:26
月間活動時間 (a/12か月)		321:15	265:29	216:33	214:16	207:56	191:21	183:07

#### ④優先協議事項の協議（第10回から）

##### ア 協議方法

「千葉市議会議員の活動」モデルが作成されたことから、同モデルに基づき、優先協議事項についての協議に入った。協議の進め方について意見交換を行い、はじめに議員報酬・議員定数の順に協議を行い、その後、政務調査費について協議することとなった。

##### イ 議員報酬について

###### (ア) 協議の経緯

議員報酬について協議を行い、結論を出すために、今後どのように理論構築すべきか委員から意見を聴取した。

協議・検討の材料として、正副部会長から、「議員の活動」モデルの活動時間を使用し、議員報酬、局長級給与等に基づく試算（資料⑦）が提示された。

委員から、社会保障を加味した市長等の時給により検討すべきとの意見、国会法35条の規定により局長級と比較して検討すべきとの意見が出され、部会長から議会改革と行財政改革両方の視点から「議員のあるべき姿」としての報酬を検討していただきたい旨の発言があった。

また、三重県議会の手法により算出した千葉県議会議員等の報酬額（資料⑧）の資料作成依頼があった。

###### (イ) 議員報酬額算出試算

「千葉市議会議員の活動」モデルに基づき、各委員の意見等を受けて、現行の議員報酬、市長及び局長給与に基づき試算（資料⑨）したところ、7つ全てのモデルについて、現行の議員報酬月額770,000円を上回る結果となった。

議員報酬月額算出例							
	議員A	議員B	議員C	議員D	議員E	議員F	議員G
年間活動時間	3855:04	3185:51	2598:40	2571:22	2495:20	2296:22	2197:26
月間活動時間	321:15	265:29	216:33	214:16	207:56	191:21	183:07
①『議員報酬』時給による月額 (4,968円/時)	1,594,728 円	1,316,520 円	1,073,088 円	1,063,152 円	1,028,376 円	948,888 円	909,144 円
②『市長給与』時給による月額 (8,445円/時)	2,710,845 円	2,237,925 円	1,824,120 円	1,807,230 円	1,748,115 円	1,612,995 円	1,545,435 円
③『局長給与』時給による月額 (4,845円/時)	1,555,245 円	1,283,925 円	1,046,520 円	1,036,830 円	1,002,915 円	925,395 円	886,635 円

#### (ウ) 第三者意見の聴取

市民や学識経験者といった第三者からの意見聴取の実施について、委員から意見を聴取、協議した結果、学識経験者との勉強会を開催することとなった。勉強会の講師には、地方議会の改革に関与し、これからの議会を二元代表制の中でどう作り上げるか研究している人の中から選定することとした。

##### 《勉強会開催の目的》

以下の点について、講師から助言を得るため

- ・これまで行ってきた協議に問題はないか、検証する。
- ・部会の結論を出すためには、どう理論構築すべきか検討する。

#### ウ 議員定数について

議員定数については、国勢調査、他政令市等のデータを参考に、意見交換を行った。

※10/23の部会協議により作成。

#### エ 政務活動費について

地方自治法の改正による政務調査費の名称及び交付目的等の変更について、部会長及び事務局より説明、質疑応答の後、部会長より、政務調査費については制度の抜本的な見直しが必要となるため、引き続き部会で協議すべきか、判断を協議会に依頼したいとの提案があり、了承された。

(第11回協議会における協議の結果、政務活動費については、幹事長会議で協議することとなった。)

#### (5) 今後の進め方

「千葉市議会議員の活動」モデルに基づき、学識経験者との勉強会も踏まえて、優先協議事項についての結論を12月までに出すことを目標に協議を進める。

#### (6) 部会開催状況

開催回数	開催年月日	主な協議内容
第1回	平成23年 11月2日	1 副部会長の互選について 2 優先協議事項について
第2回	11月15日	1 優先協議事項について
第3回	平成24年 1月10日	1 優先協議事項「議員のあるべき姿」について
第4回	1月23日	1 「議員のあるべき姿」について
第5回	2月6日	1 千葉市議会議員の活動の標準モデルについて 2 「議会のあり方」検討協議会への報告について
第6回	4月19日	1 議員報酬及び政務調査費について 2 千葉市議会議員活動の標準モデルについて

第7回	5月16日	1 千葉県議会議員の活動について 2 今後の協議の進め方について
第8回	6月4日	1 千葉県議会議員の活動について 2 今後の協議の進め方について
第9回	6月26日	1 千葉県議会議員の活動について
第10回	8月3日	1 千葉県議会議員の活動について
第11回	8月31日	1 優先協議事項（議員報酬）について
第12回	9月12日	1 優先協議事項（議員報酬）について
第13回	10月23日	1 優先協議事項（議員報酬）の勉強会について 2 優先協議事項（議員定数）について